

交通事故傷害保険付 “えんしんあんしん” 定期預金

〔あんしん定期預金の5年目の満期を迎えたお客様限定〕

平成22年10月1日現在

1. 商品名(愛称)	・えんしん「あんしん定期預金」			
2. 取扱期間	・平成19年8月1日～平成23年3月31日			
3. 販売対象	・えんしん「あんしん定期預金」の5年目の満期を迎えた個人の方			
4. 期間	・1年毎の自動継続最長5年(元金自動継続式定期預金)			
5. 預入	(1) 預入方法	(2) 預入金額	(3) 預入単位	(4) 預入累積限度額
	・一括預入	・50万円以上500万円以下	・1円単位	・お一人様500万円まで
6. 定期預金にセットした保険の内容	①種類	「交通事故傷害保険」 (引受保険会社：共栄火災海上保険株式会社、取扱代理店：大雪産業株式会社)		
	②保険契約者	遠軽信用金庫		
	③被保険者	えんしん「あんしん定期預金」の預金者		
	④保険金額	①死亡・後遺障害保険金額 預入金額の2倍相当額を保険金額とします。ただし、1,000万円を限度額とし、10万円未満は切り捨てとします。(なお、複数ご加入の場合も合計1,000万円を限度額とします。) ②入院保険日額 上記死亡・後遺障害保険金額1,000分の1.5を保険金額とします。ただし、15,000円を限度額とします。(複数口のご加入の場合は、合計15,000円を限度額とします。)		
	⑤保険内容	A. 死亡保険金は、100万円から1,000万円です。 B. 後遺障害保険金は、死亡保険金(A)の3%から100%となります。 C. 入院保険金は、死亡保険金(A)の1000分の1.5となります。(最高15,000円、180日限度) D. 手術保険金は、手術の種類によって入院保険金日額の10倍、20倍、40倍相当額です。 なお、保険の詳細は、共栄火災海上保険株式会社の保険約款に基づきます。		
	⑥保険金の支払	共栄火災海上保険株式会社から本人(死亡保険金は被保険者の法定相続人)に直接支払われます。		
	⑦補償期間	預入日の翌日午前0時から5年目の満期日の午後4時までとなります。 ただし、「あんしん定期預金」の預け入れ後5年以内に解約(中途解約を含む)した場合は、解約日の午後4時をもって保険契約は失効します。		
		◎保険事故が発生した場合には、直ちに引き受け保険会社又は取扱代理店までご連絡ください。		
7. 払戻方法	・満期日以後に一括して払戻します。			
8. 利息				
(1) 適用金利	・固定金利 ・預入時の店頭表示の利率(300万円未満のお預入れの場合：スーパー定期1年ものの利率、300万円以上500万円以下のお預入れの場合：スーパー定期3001年ものの利率)を約定利率として満期日まで適用します。 ・自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。			
(2) 利払方法	・お利息は、1年毎の満期日に、普通預金又は貯蓄預金口座への振替により支払います(現金によるお支払いはできません)。なお、振替先預金口座は、お預入時に指定したご本人又はご家族名義の口座とします。			
(3) 計算方法	・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算により計算します。			
9. 税金	・利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。(マル優をご利用の場合は除きます)。			
10. 手数料	-			
11. 付加できる特約事項	・総合口座の担保とすることができます(貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率)。 ・遺族基礎年金を受給されている方や身体障害者手帳をお持ちの方などは、マル優のご利用が可能です。 ◎詳しくは、当金庫窓口にお問い合わせください。			
12. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の預入期間に応じた期限前解約利率(小数点第4位以下切捨)及び預入日又は自動継続日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに支払います。 ① 預入期間が6か月未満の場合：解約日の普通預金利率 ② 預入期間が6か月以上1年未満の場合：約定利率×50%			
13. 金利情報の入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボード又は窓口へご照会ください。			
14. 苦情処理措置・紛争解決措置	・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店又はお客様相談センター(9時～17時、電話：0120-972-141(通話料無料))にお申し出ください。 ・紛争解決措置 東京弁護士会(電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話：03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記お客様相談センター又は全国しんきん相談所(9時～17時：03-3517-5825)にお申し出ください。			
15. その他参考となる事項	・5年目の満期日以後の利息は、解約日における普通預金利率により計算します。 ・預金保険制度の付保対象預金です。 ◎詳しくは、当金庫窓口にお問い合わせください。			